

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学機関別認証評価評価料に関する 規程

第1条 公益財団法人日本高等教育評価機構が行う短期大学機関別認証評価の評価料については、この規程の定めるところによる。

(会員短期大学が評価を受ける際の評価料)

第2条 会員短期大学が評価を受ける場合は、短期大学の規模に応じて、以下の各号により計算した合計額とする。ただし、第1号、第2号については、消費税を加算するものとする。

- | | | |
|-------------------------------------|--------|-------|
| (1) 基本費用 | 1 短期大学 | 200万円 |
| (2) 1学科あたり | | 20万円 |
| (3) 実地調査にかかわる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等） | | |

(非会員短期大学が評価を受ける際の評価料)

第3条 非会員短期大学が評価を受ける場合は、前条の評価料と1周期分の会費相当額に消費税を加えた額の合計額とする。

2 前項の1周期とは、評価を受ける年度から7年間とする。

(学科数の算出)

第4条 学科数の算出については、以下の各号による。

- (1) 夜間学科について、同じ種類の昼間学科を開設している場合は、それらを1学科として評価料を徴収する。
- (2) 通信教育を行う学科について、昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合は、それらを1学科として評価料を徴収する。
- (3) 学年進行中の学科（当該評価年度に開設されるものを含む。）については、それぞれ1学科として評価料を徴収する。
- (4) 学生募集を停止している学科及び当該評価年度に募集停止される学科については、評価料を徴収しない。

(評価料の納入)

第5条 認証評価を申請した短期大学は、評価料（第2条第3号を除く。）に消費税を加えた額を申請年度の翌年度の4月末日までに納入するものとする。

2 評価料の振込手数料は、申請短期大学の負担とする。

(評価料の返還)

第6条 公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学機関別認証評価に関する規程第6条により、短大評価を中止する場合は、既に納入した評価料は返還しないものとする。

ただし、評価を中止した短期大学において特別の事情がある場合は、理事長の定

めるところにより、評価料の一部を返還することができる。

(再評価を受ける際の評価料)

第7条 再評価を受ける場合は、再評価評価料1短期大学50万円に消費税分を加算するものとする。ただし、再評価の内容によって、20万円を上限として加算する場合がある。

2 前項ただし書の加算額については、再評価の内容に応じて、理事長が決定する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。